様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年4月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃえむあいしー  一般事業主の氏名又は名称　株式会社エムアイシー  （ふりがな）まるみや　とも  （法人の場合）代表者の氏名　丸宮　朋  住所　〒772-0001  徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島45-61  法人番号　2480001004933  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | <1>理念・行動指針  <2>DX推進方針 | | 公表日 | <1>2023年7月14日  <2>2023年7月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <1>公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：以下URL  ▼企業理念・経営理念 <https://mic-inc.co.jp/company/corporate-philosophy>  <2>公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：以下URL  ▼ビジネスモデルの方向性（DX推進方針内） <https://mic-inc.co.jp/dxpolicy> | | 記載内容抜粋 | <1>【企業理念・経営理念】  企業理念：関わる人々の未来を護る  経営理念：保険業界の最先端企業を目指す  <2>【ビジネスモデルの方向性】  当社は、保険業界の保険代理店を対象としたSaaS領域で、お客様に最大限の利益を提供するよう努めます。  また、企業価値をより効率的に、かつ持続的に向上させるために、業務環境のオンライン化や業務プロセスのデジタル変革など、DXを積極的に推進します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づき作成された内容として自社ホームページに掲載している事項です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進方針 | | 公表日 | 2023年7月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：以下URL  ▼DX戦略（DX推進方針内） <https://mic-inc.co.jp/dxpolicy> | | 記載内容抜粋 | ・自社開発システム（MIC-ViewSystem）の活用と推進  　当社自身が、本来の利用対象者である保険代理店として活用する他、顧客管理から業務管理まで柔軟に活用することで、ユーザビリティの追求や新たなアイデアを創出し、システムのカスタマイズや経営、そしてお客様のDX・経営支援に活かします。  ・デジタルツールの活用と推進  　Web会議、チャット、タスク管理、電子契約、SMS配信、労務管理、経理等、これからの保険代理店や企業経営に必要なデジタルツールとそのデータを積極的に活用することで、自社のDX・経営、そしてお客様のDX・経営支援に活かします。  ・デジタイゼーションによるデータ活用と推進  　これまで紙文化であった保険代理業務を始め、その他契約書等ペーパーでなくとも良い文書については、積極的にペーパーレス化（データ化）を図り、データを活用した業務運用に切り替え効率化を図り、自社のDX・経営、そしてお客様のDX・経営支援に活かします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会で承認された方針に基づき作成された内容として自社ホームページに掲載している事項です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：当社ホームページにて掲載  ▼DX推進体制（DX推進方針内） <https://mic-inc.co.jp/dxpolicy> | | 記載内容抜粋 | 当社では代表取締役をプロダクトマネージャーとし、情報システム部門を中心とした社員全員が一丸となり、積極的なDX推進に取り組みます。  また、最先端のテクノロジーやアイデアの動向を注視するとともに、それに追従するため、ITエンジニアの人材採用・育成や、開発の生産性を高めるための社内環境等の整備に努めることで、常に新しい技術力を獲得し、当社の開発プロセス・組織に取り入れます。  なお、人材採用・育成の一環でテレワーク体制の整備として、感染症や災害発生時、その他出社ができない状況等に備え、業務運営におけるロスを未然に防ぎ、社員やお客様の安心安全に配慮します。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：当社ホームページにて掲載  ▼DX戦略実現に向けた環境整備（DX推進方針内） <https://mic-inc.co.jp/dxpolicy> | | 記載内容抜粋 | 当社は、保険代理店として常に未来の保険代理店がどうあるべきかを模索し、自社開発システムだけでなく、積極的に様々なデジタルツールとそれらによるデータの活用を行い、アナログ管理の脱却やレガシーシステムを刷新し、情報システムの全社最適化と支援体制整備を目指します。  また、定例業務として、毎週1時間を社内全体で最先端のテクノロジーやアイデアの研究を行う時間、さらにそれらについて毎月全体研修を行う時間を設け、適宜業務の改善やシステムの開発等に実践します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進方針 | | 公表日 | 2023年7月14日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：当社ホームページに掲載  公表場所：以下URL  ▼DX戦略の達成指数（DX推進方針内） <https://mic-inc.co.jp/dxpolicy> | | 記載内容抜粋 | 戦略の達成状況を図る指標については、システム提供数を着実に積み上げていくことを目標指標のひとつとし、お客様にご満足いただけるシステムを継続的に提供できるよう努めます。  また、DX支援及び経営支援数についても、昨対で増加となることを目標と設定のうえ、保険業界の発展に寄与します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年7月14日 | | 発信方法 | 当社ホームページにて掲載  ▼DX推進に向けたビジョン（DX推進方針内） <https://mic-inc.co.jp/dxpolicy> | | 発信内容 | 『「当社は、これまでもDXの推進により、業務プロセスや働き方等の仕組みが大幅に改善され、持続的に定着するまでに至りました。  しかし、さらに激しくなるであろう大変革時代を勝ち抜いていくためには、スピーディな時代の変化に対応し、より明確な戦略やロードマップを打ち出し、DXの取組みを推進していく必要があります。  また、他業界と比較して、デジタル人材の不足を始めデジタル化が大きく後れを取る保険業界においては、当社こそが力を発揮していかなければと強い使命感を抱いております。  DXによって、「保険業界の最先端企業を目指す」という経営理念の実現や企業価値の向上を目指し、保険業界を変革して参ります。  代表取締役　丸宮　朋』というメッセージを発信しています。  また、今後の戦略の推進状況についてもホームページを通じて情報発信を行っていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年4月 | | 実施内容 | IPAの自己診断結果入力サイトよりダウンロードした「DX推進指標自己診断フォーマット」に入力を行い、課題の把握を行ったうえ、入力サイトから提出しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2007年3月頃　～　随時 | | 実施内容 | 当社は個人情報保護の観点から、2007年にプライバシーマークを認定取得し、現在10度目の更新を終え、運用を続けています。また、2021年にISO27001認証（ISMS認証）を取得し、現在1度目の更新を終え、運用を続けています。  双方の認証制度で求められる規程等は全て網羅のうえ、引き続き高いレベルでの個人情報保護や情報セキュリティの強化に向けての体制整備を行っていきます。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。